

測量等業務委託における最低制限価格算出式の変更について

測量等業務委託に係る積算体系の変更に伴い、平成23年11月1日以後に発注公表する入札における最低制限価格算出式は、次のとおり変更いたします。

【変更前】次の表における（ + + + ）× 1.05 が、最低制限価格

業種区分				
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費 × 3/10	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 5/10	諸経費 × 5/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	技術経費 × 5/10	諸経費 × 5/10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費	解析等調査業務費 × 7/10	諸経費 × 3/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	技術経費 × 5/10	諸経費 × 5/10

【変更後】次の表における（ + + + ）× 1.05 が、最低制限価格

業種区分				
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費 × 4/10	
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 6/10	諸経費 × 6/10
土木関係の建設コンサルタント業務（1）	直接人件費	直接経費	その他原価 × 9/10	一般管理費 × 3/10
土木関係の建設コンサルタント業務（2）	直接人件費	直接経費	技術経費 × 6/10	諸経費 × 6/10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 × 9/10	解析等調査業務費 × 7.5/10	諸経費 × 4/10
補償関係コンサルタント業務（1）	直接人件費	直接経費	その他原価 × 9/10	一般管理費 × 3/10
補償関係コンサルタント業務（2）	直接人件費	直接経費	技術経費 × 6/10	諸経費 × 6/10
備考				
1 上記業種区分における土木関係の建設コンサルタント業務（1）及び補償関係コンサルタント業務（1）は、「その他原価」と「一般管理費等」を用いて積算する場合に適用する。				
2 上記業種区分における土木関係の建設コンサルタント業務（2）及び補償関係コンサルタント業務（2）は、「技術経費」と「諸経費」を用いて積算する場合に適用する。				